

平成 24 年 9 月 15 日

行政書士 ^{すずき} 鱸 弥生の情報発信

NO.14 検察審査会



朝夕は、ずいぶん涼しくなりましたね。虫の音が寂しさを誘います。

検察審査会制度

小沢氏の陸山会事件で有名になった検察審査会ですが、その実態はあまり知られていません。今回は、そのしくみをみていきましょう。

検察審査会は、選挙権を有する国民の中からくじで選ばれた 11 人（検察審査員）が、検察官が起訴しない（裁判にかけない）とした事件の当否を決める制度です。公訴権の行使に国民感覚を取り入れることが目的です。

昭和 26 年に法施行されましたが、平成 16 年に大きな改正があり、平成 21 年 5 月から検察審査会が 2 度起訴議決をすれば、必ず起訴されるという制度になりました。おもに全国の地方裁判所の所在地に計 165 設置されています。明石歩道橋事件、JR 福知山線脱線事故事件などは記憶に新しいですね。

検察審査会の審査（第 1 段階）



起訴相当
11 人中 8 人以上の多数

不起訴不当
過半数

不起訴相当
過半数



検察官が不起訴処分または 3 カ月以内に起訴しない

検察審査会の審査（第 2 段階）



審査補助員の法的助言が必要
起訴議決をするためには、検察官の意見聴取が必要

起訴議決
11 人中 8 人以上の多数

起訴議決には至らなかったもの



起 訴

陸山会事件での検察審査会

検察審査会は非公開ですが、陸山会事件では不可解なことが重なり検察審査会はほんとうに開かれたのかという疑惑が持ち上がりました。現職の国会議員森ゆうこ氏が書いた「検察の罠」では、このことが詳細に書かれています。

審査員平均年齢のなぞ

起訴議決をした東京第5検察審査会の審査員の平均年齢が、1回目と2回目で全く同じだった。(平均年齢の発表も30.9歳→33.91歳→34.55歳と変遷)

検察審査会の審査員は、3カ月ごとに半数が入れ替わり、異なる審査員で審議するため、1回目と2回目の審査員の平均年齢が同じというのはまずありえません。森氏は、最高裁とのバトルのすえ資料を入手し、次のような結論に達します。

2回目の検察審査会の議決が行われたのは9月14日。その日の議決は急きょ行われたため議決書が用意されていなかった。そこで議決書に審査員が署名するために、10月4日に、もう一日審査会が開催された。

10月4日の欠席者は2名。通常ならば2名の補充員(臨時の審査員)を選べばよいのですが、その日の補充員はなぜか3名。その理由は、9月14日の欠席者は3名で、議決書に署名するのは9月14日に出席した審査員と同じ人でなければ、起訴議決が有効に成立しないから。そもそも9月14日に急きょ議決することになったのはなぜか、その日は民主党の代表選で、小沢氏と菅元総理が争った日だったのです。

くじ引きソフト

検察審査員の選定には、くじ引きソフトが使われています。

森氏は最高裁の職員の立会いの下、このソフトを専門家とともに検証しました。詳細は省略しますが、陸山会事件の際、



くじ引きソフトに入力される候補予定者名簿は手入力で作られものでした。(手入力か機械で自動的に作るかは選挙委員会の裁量に任されている) また、このくじ引きソフトには、前科のある者などの審査員になれない候補予定者を除外する画面があるのですが、ボックスにチェックを入れて承認ボタンを押すだけの簡単操作でOKというもの。いくらでも恣意的な操作が可能なのです。審査員の選出が公平に行われたとは思えないですね。

マスコミの大罪

陸山会事件では、マスコミはろくな検証もせず小沢氏=黒と報道していましたが、普通の政治家なら政治資金収支報告書の記載ミス程度で何らかの事件になることなどありえないことです。また、先の西松建設事件では、秘書の大久保氏が西松建設のダミー団体から違法献金を受け取った罪で裁判にかけられましたが、結局ダミー団体ではなく活動実態のある独立した団体であることを西松建設の担当部長(検察側の証人)が証言したことから、検察は大失態をさらすことになったのです。その後、検察はこの失態を隠すために、この事件の起訴内容を変える「訴因変更」という手段を使い、何と最高裁もこれを認めてしまったのです。

そのため、西松建設事件は、結審することなく終わってしまいました。このことをマスコミ各社はほとんど伝えていません。検察からの一方的な情報リークを鵜呑みにし、一人の政治家をつぶしてしまう、まさにマスコミの大罪だと思います。(私は小沢氏のファンでもなんでもありません)

Pick Up

相続税対策でよく使われるのが、年110万円まで贈与税がかからない暦年贈与制度です。相続税調査が入った場合、単に子ども名義の通帳を作り、そこに毎年(あるいは毎月)預金していても、その通帳、印鑑を子どもが管理、使用していたという実態がなければ、単なる「名義貸し」(名義は子どもだけど実は親のお金)として扱われ、相続財産に加算されることになります。また、亡くなる前3年以内の贈与分は、相続財産に加算されてしまいます。早いうちの財産移転が大事です。



是非、ご感想などお寄せ下さいね。
秋の夜長を楽しみましょう!!

取扱い業務

離婚、遺言・相続、後見制度
知的財産権、契約書全般、内容証明

◆行政書士7年 主婦17年 情報発信の行政書士◆

鱸 (すずき) 行政書士事務所
行政書士 鱸 弥生

〒659-0068 芦屋市業平町1-17-203(JR芦屋徒歩1分)

TEL 0797- 55- 6203 FAX 0797- 55- 6204

H P <http://suzuki-gyousei-office.com>

E-mail info@suzuki-gyousei-office.com



メール



HP

情報発信 NO.1 遺言ツアー NO.2 裁判員制度 NO.3 後見制度 NO.4 離婚公正証書 NO.5 介護トラブル
NO.6 遺言書 NO.7 地震保険 NO.8 著作権 NO.9 年金制度 NO.10 尊厳死宣言公正証書 NO.11 クーリング
オフ NO.12 認知症 NO.13 少額ミニ保険